

用語解説

(本文中、以下の用語について最初に使用されるページに「*」をつけています。)

き 矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をしたもの等を雇用し、または雇用しようとする民間の事業主。全国に約22,000の協力雇用主がいる。

け 刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪。

検挙

検察官・警察職員などの捜査機関が、犯罪の行為者を割り出し被疑者とする事。

こ 更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。

更生保護サポートセンター

保護司や保護司会が、地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

子ども安全ネットかがわ

不審者や変質者情報などを、メール登録することで携帯電話やパソコンで見ることができるシステム。

コミュニティ・スクール

学校園運営や学校園の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みで、学校運営協議会が設置されている学校のこと。

コレワーク（矯正就労支援情報センター）

法務省所管の機関で、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理し、事業主の雇用ニーズに適合する者を収容する矯正施設を紹介する。

し 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

シルバーハウジング

老人福祉施設などから生活援助員（L S A）を派遣して生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時の対応などのサービスを提供する高齢者世話付住宅。

ち 地域包括ケアシステム

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活支援が一体的に提供される体制。

に 認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

ひ BBS会

BBS（Big Brothers and Sisters Movement の略）は、非行少年など様々な立場の少年に、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体。

ひょうご防犯ネット

不審者による子どもへの声掛け情報、ひったくり情報、防犯に関する情報などを、兵庫県警よりメールで届ける防犯情報配信システム。

ほ 法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

加古川市ボランティアセンター

ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するための拠点として、加古川市社会福祉協議会に設置されている。

わ 若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている若者に対して、専門的な相談やコミュニケーション訓練など就労に向けた支援を行う、厚生労働省委託の支援機関。